

第 1 章

計画の考え方

第1章 計画の考え方

1 計画の背景と目的

近年、我が国の人口構造の高齢化は急速に進み、国勢調査による平成22年10月1日現在の高齢者人口は2,925万人、総人口に占める割合（高齢化率）は22.8%となっています。本市においても、総人口が緩やかな減少傾向を示している一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、今後も上昇し続けることが見込まれます。それに伴い、ひとり暮らし高齢者をはじめ、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者もますます増加していくものと考えられ、高齢化を取り巻く環境は大きく変化していくものと予測されます。今後の福祉全般を考えたとき、高齢者ができる限り要介護状態にならず生き生きと暮らすこと、また、要介護状態になってもできる限り悪化を防ぎ、自立した生活を送ることができるよう介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、今般の介護保険法の一部改正（平成24年4月施行）では、介護や支援が必要な状態となっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア体制」の構築を重点的に進めることが必要とされています。

このような国の考え方のもと、第3期計画並びに第4期計画の取組み課題を踏まえ、今後の高齢社会の諸問題に対応するため、平成24年度から26年度を計画期間とする「三島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の基本理念及び視点

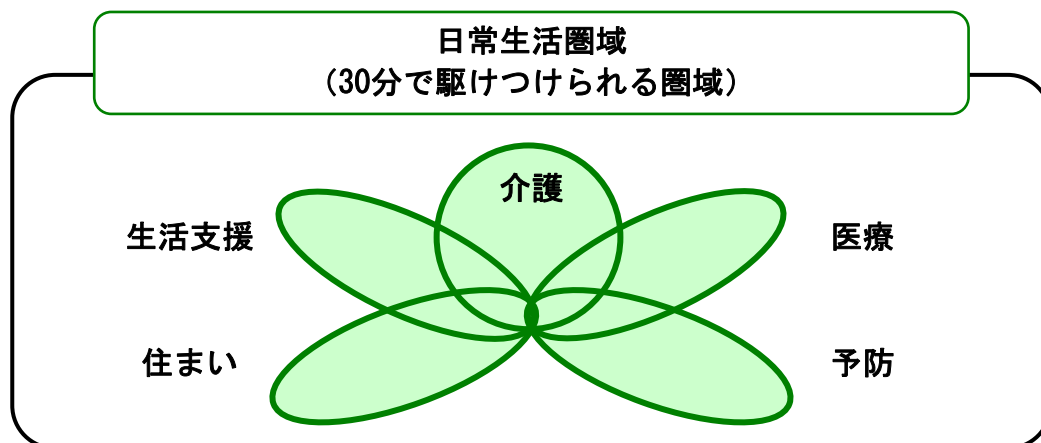
三島市高齢者保健福祉計画・三島市介護保険事業計画では、上位計画である第4次三島市総合計画の理念に沿って策定をしており、総合計画における目指すべき将来像である「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島」～環境と食を大切に～に基づき、高齢者保健福祉の施策を行う観点から「高齢者の生きがいと自立の支援」を基本理念とします。

「高齢者の生きがいと自立の支援」の基本理念のもと、「高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと自立した生活を送ることができる社会の実現」を目的に施策の方向として以下の4つを重点的に推進していきます。

- ①高齢者の積極的な社会参加の促進
- ②介護予防を重視したサービスの充実
- ③住み慣れた地域での介護保険サービスの充実
- ④高齢者の地域ケア体制と環境整備の推進

また、計画の策定にあたっては、国の指針にもあるように、介護が必要な状態になっても、できる限り在宅生活が継続できるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方を踏まえ、高齢者が在宅で安心して生活できる支援体制の構築に取り組んでいきます。さらに、地域の様々なネットワークによる相談支援をはじめ、近隣同士の共助による見守り、NPOやボランティア等によるインフォーマルな支援も含めた総合的・包括的な地域ケア体制を整備する必要があります。

[地域包括ケアシステムのイメージ]



3 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」に相当します。当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」に相当します。介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。

4 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

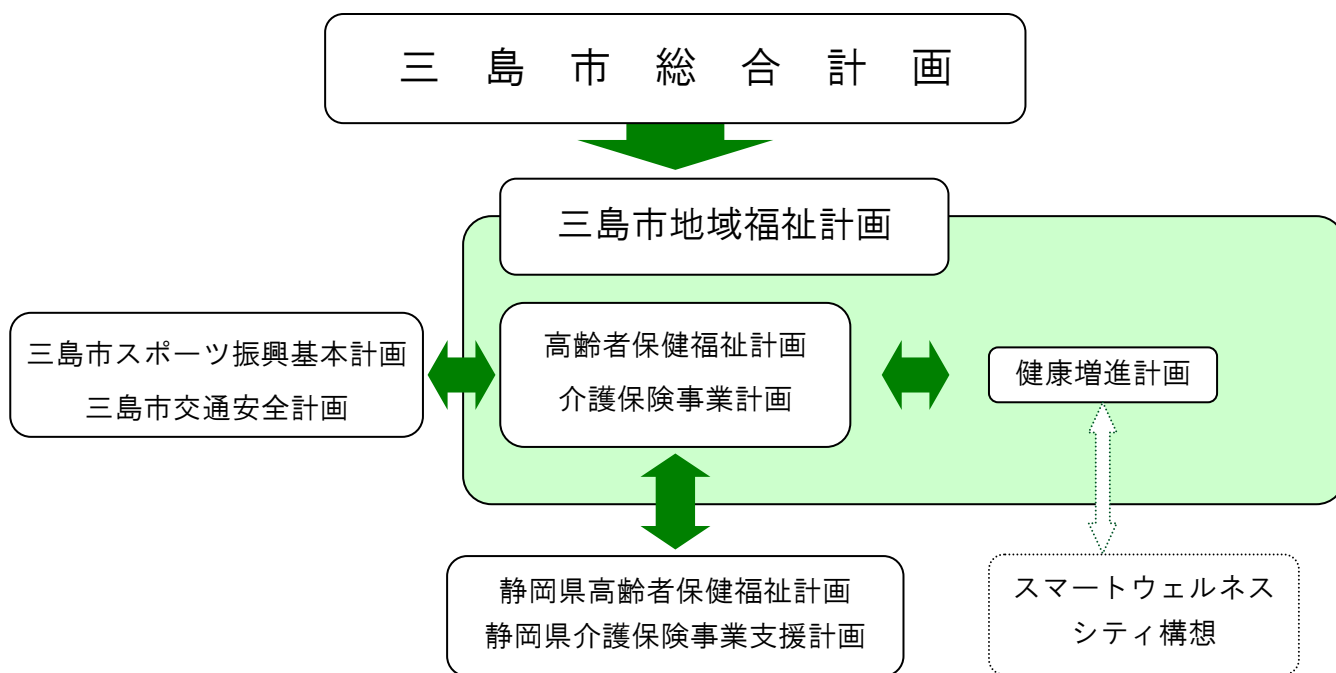
また、平成17年の介護保険法の大幅改正や新たなサービス体系を導入して以来、平成26年度末を1つの目標時期として設定していることから、第3期計画からの完成段階という位置づけを有するものとして策定します。

【計画期間】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
高齢者保健福祉計画	第3次計画 (15～19年)											
			第4次計画 (18～20年)									
					第5次計画 (21～23年)							
									高齢者保健福祉計画 第6次計画 (24～26年)			
介護保険事業計画	第2期保険料期間		第3期保険料期間		第4期保険料期間		介護保険事業計画 第5期保険料期間					

5 他計画との関係

この計画は、静岡県の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画と整合を図り、第4次三島市総合計画の実現に向け取り組む施策を、三島市地域福祉計画等を勘案し、一体的に策定するものです。



6 計画の策定体系

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するため、市関係部課長による高齢者保健福祉計画等策定検討委員会で素案を協議、検討し、「三島市高齢者保健福祉計画及び介護保険運営懇話会」の中で、市民代表及び有識者により幅広く意見を伺いました。